

2. 事業の概要と成果	
(1) 上位目標の達成度	ア カンボジアにおける地雷処理の中核組織であるカンボジア地雷対策センター（CMA C）に、機械と人力による統合地雷処理課程を新設しCMA C自身による持続的な統合処理教育の基盤を付与するとともに、地雷処理速度の向上に資することができた。 イ 地域住民が置かれている生活環境の安全性を向上させるとともに社会資本の整備に資することができた。
(2) 事業内容	ア 統合地雷処理課程教育による能力構築支援 (ア) CMA Cが選考する機動小隊（本件の教育対象小隊）に対して統合地雷処理能力向上を狙いとする統合地雷処理課程教育を引き続き、実施する。特に、2017年4月から開始する課程教育においてはこれまでの課程教育を通じて養成したCMA C所属の教官（本来、教官ではなかった隊員であるが、2015年9月にCMA Cが「地雷除去能力構築（CBPD）教官」として認定）に教育を担当させ、CMA Cの機動小隊に対して、地雷処理教育を行う。 この教育活動に対して、教授観察としてJMAS専門家がCMA C所属の教官に対して、教育要領について指導する。 (イ) 予定からは若干遅れたが、2017年9月に統合地雷処理ハンドブックをCMA C本部との協議を重ねながら完成させる。主として被教育者及び他の小隊リーダーに配布する。 なお、同ハンドブックは、今後のCMA C地雷処理教育に使用する予定である。 (ウ) これまでの活動では、事業外編成のCMA C隊員を集めて行う集合訓練及び巡回指導を行ってきたが、2016年度では課程教育を履修した機動小隊の地雷処理活動を事後評価して、現場における実務を通して教育成果を確認するとともに、教育実施要領、時間配当の改善等により、その成果を課程教育に反映する。 【参考】「統合地雷処理」とは、機械と人力の組合せによる処理要領を指す。CMA Cにおける地雷除去機及び灌木除去機による機械処理と人力処理については、指揮系統の異なる指揮官が指揮しており、処理対象の地雷原で両者が協同連携することはない。 2012年度からJMASが開始した統合地雷処理要領は機械処理と人力処理を同一地域で行うものであり、地形（傾斜・河川）・植生等の影響により、機械力の使用に制約がある地域においても両者の協同連携により効果的な処理を容易にすることを目指すものである。かかる連携により、地形・植生の影響を克服して機械を主体とした処理が可能となり、機械処理要領をより広範な地域を対象として選定することができる。 イ 地雷処理 教育現場のチャインミンチェイコミュニティにおいて、実習教育の一環として、教導小隊（主として被教育小隊を教育する際に処理要領を模範展示する小隊）及び機動小隊で、約269haの地雷処理を実施する。 ウ 地域復興支援（参考） 地雷処理のみならず、生活環境の改善を図るため、地雷処理跡地にインフラ整備を行う地域復興支援事業（「安全な村づくり事業」（SVC : Safety Village Construction）、道路整備、暗渠・溜池の構築、井戸の掘削、学校建設等）を自己資金により、引き続き実施する。

(3) 達成された成果	2016年度は、最終年度の集大成として捉えCMACが選考する2コの機動小隊に対して、統合地雷処理能力向上を狙いとする統合地雷処理課程の本格的教育を実施するとともに、教授観察を実施し、JMASで養成したCMAC教官による教育要領を指導することによりCMAC自らによる持続的な統合地雷処理要領に習熟した指導者として、CMAC全体に統合地雷処理要領を普及するための基礎を確立した。 ア 統合地雷処理課程教育による能力構築支援 (ア) 課程教育状況の評価 教育開始前に教導小隊及び前後段の機動小隊の隊員に対して、素養試験を実施し、当初の能力を把握した際の平均点は、教導小隊は89点、前段機動小隊は80点、後段機動小隊は82点であった。 その後、各教育修了後に同様の試験を実施し、教導小隊は90点、前段機動小隊は82点、後段機動小隊は86点と、それぞれ平均点を上げ、能力を向上させた。 別紙第1-1「素養・修了試験成績一覧表」 別紙第1-2「教導小隊評価一覧表」 別紙第1-3「前段機動小隊評価一覧表」 別紙第1-4「後段機動小隊評価一覧表」 (イ) 課程教育制度の確立 確立した統合地雷処理課程教育体系・要領等に基づき、CMACが選考した前後段の機動小隊に対して、課程教育を実施して処理能力の練度を向上させた。 別紙第2-1「前段課程教育スケジュール」 別紙第2-2「後段課程教育スケジュール」 (ウ) 教授観察の実施 JMASが養成したCMAC教官の教育要領を指導して、さらなる教官の能力向上を期して教授観察を実施した。前半はJMAS教官の教育間において部分的に教育・指導動作をやらせて逐次指導する形で行った。後半はCMAC教官に教育一コマをすべて担任させて教育を実施、これを観察アドバイスする教授観察方式で行った。 全体を通じ、CMAC教官が統合地雷処理の教育に習熟しCMACが独自で統合地雷処理要領を教育・普及する基礎を確立することができた。 別紙第3「教授観察教育課目担任区分表」 (エ) 統合地雷処理ハンドブックの作成・配布 統合地雷処理課程の制定等に基づき、2015年度末に新たに統合地雷処理要領を記述したハンドブックを作成後、2016年度にCMACと協議を重ねた結果、CMACの正式なハンドブックとして認定後、CMACの指揮官要員に配布してCMAC全体に統合地雷処理要領を普及する基礎を確立した。 (オ) 事業外編成の教育 これまで実施していた集合教育及び巡回指導に代えて、CBPDの課程教育を履修・修了した4コの元機動小隊（1コ小隊は廃編）に対して、事後評価を実施して課程教育の履修効果を確認した。 別紙第4「事後評価成果報告」 イ 地雷処理 教育実習現場のチェーンミンチェイコミュニケーションにおいて、288ha／計画269haを処理して進捗率は107%であった。計画より19ha、増加した理由は、1年を通して降雨等の影響も余り無く、かつ効率的な地雷処理作業を実施したことによる。 ウ 危険回避教育 事業地近傍の小学校、教育実習現場近くの集落及び売店等において、
--------------------	--

	合計２３回、被教育者１，３７７名に実施した。 今年度は、ＪＭＡＳ専門家チームによる教育の他、各小隊の隊員に対して、事前に危険回避教育要領の学科教育を実施後、実習教育の一環として、教育実習現場の集落及び近傍の小学校において実施した。 本事業の対象地であるバノン郡において地雷・不発弾に起因した事故は、ＣＢＰＤで活動を開始した２０１４年以降は皆無であり、地元密着型教育として効果も大きく期待されており、引き続き、ＰＣＤ事業（地域開発促進事業）においても実施していく。 別紙第５「危険回避教育実施状況」 エ 広 報 ＪＯＣＶ、ユネスコ協会及び日本人大学生等の見学者に対して、合計２６回、合計１５４名に対応した。 また、バタンバン州地雷処理会議において、州知事及び州に所在する各郡長に対して、ＪＭＡＳ活動等について講話を実施して日本政府の地雷処理活動支援について理解を深めさせた。 さらに、ＣＢＰＤ事業終了にあたり、バタンバン州でのＪＭＡＳの活動成果を著した記念碑を市内中心地にある公園内に建立して、カンボジアにおける地雷除去及びインフラ整備を通じた復興に関して、日本が多大に貢献している事を周知・徹底した。 今後も、ＰＣＤ事業の活動を通じ、日本政府のカンボジア地雷除去支援の力強い取り組みについて、カンボジア内外に知らしめていく。 別紙第６「見学者一覧表」 オ 地域復興支援（参考） 道路構築、道路補修及び小学校の建設を含む地域復興支援事業を自己資金により実施した。 カ 成果を測る指標 統合地雷処理課程教育における能力構築支援は、総勢１９７名に対し実施し、その内訳は次の通りである。 （ア）課程教育：教導隊及び前後段機動小隊の８９名 （イ）事後評価：ＣＭＡＣ４コ機動小隊の１０８名（１コ小隊は廃編）
（４）持続発展性	ア 今後、次のＰＣＤ事業においても次の事項についてＣＭＡＣに対して技術移転等を実施して、ＣＭＡＣ隊員の技術移転に関する自己完結性を高めて、カンボジアの復興に貢献していく所存である。 （ア）ＣＭＡＣ指揮官へのマネジメント能力 （イ）処理部隊自らによる地雷原進出のための進入路構築要領 （ウ）密生林が生える処理地雷原に対する統合地雷処理要領 （エ）事故防止を主体とする安全管理事項 （オ）ＪＭＡＳとＣＭＡＣで共同作成・配布した「統合地雷処理ハンドブック」の普及・徹底 （カ）危険回避教育を通じた地雷・不発弾に起因した事故の絶無 （キ）積極的な広報を通じ、日本政府のカンボジア地雷除去支援の力強い取り組みについて、カンボジア内外に知らしめていく。 イ 地雷処理 裨益世帯数：４２６世帯、裨益人口：１，７１６人